



デジタル・フォレンジック研究会 第15期総会時講演会

民事訴訟における証拠の原本性と  
デジタル・フォレンジック証拠保全

2018年5月18日

弁護士 櫻庭 信之

1

## 「書証」と「検証」

裁判の証拠になるのが

文書に記載された作成者の意思や認識（＝書証）か

感覚的作用によって認識される性状や現象（＝検証）か

契約書を例に

2

# 「書証」の特徴 二段階審査

## #1 文書成立の真正性

cf. ISO/IEC27000 - 2.8 authenticity  
: property that an entity is what it is claims to be

## #2 実体判断（証拠価値・証明力）

3

## #1 成立の真正と#2 証拠価値

民事訴訟法228条1項

文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

（最高裁昭和25年2月28日判決）

書証の成立を認めるということは、ただその書証の作成名義人が真実作成したもので**偽造のものではない**ということだけを認めるだけで、その書証に書いてあることが客観的に真実であるという事実を認めることではない

（最高裁昭和46年4月22日判決）

書証が作成者の意思を表現するものとしてその記載内容にそう事実を認定したのではないのであるから、原判決が書証の成立を認める証拠を示さなかった点に違法はない

4

## #1 成立の真正と「原本」

民事訴訟規則143条1項

文書の提出または送付は、原本、正本または認証のある謄本でなければならない。

(最高裁昭和35年12月9日判決)

上告人らは書証の申出をしているが、いずれも、**写し**であって、**原本ではないから不適法**であるから、原審がこれを顧慮しなかつたのは当然

原本の定義

写し作成の方法と認識の変遷

5

原本を法廷に提示できない場合

「原本に代えた写し」の提出  
(大審院昭和5年6月18日判決)

(最高裁平成9年5月30日判決)

上告人は、「書証の成立の真正が争われているのであるから、成立の真正を判示した後でなければ事実認定の証拠に供することはできない」と指摘して上告

これに対し、最高裁は、「各文書が真正に成立したものであることは、**証人の証言等の証拠ないし弁論の全趣旨**によって優に認められる」

6

## 当時の成立真正の認定例

甲第10号証の被告の氏名は被告の自署によるものであることが**証人Aの証言**により明らかであり…

乙第5号証のうち、B作成部分は**被告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨により**真正に成立したのものとして認められ、被告作成部分はその成立について**原告は明らかに争わないから成立したものとみなすべく**…

甲第7号証の被告名下の**印影**が被告の印章によるものであることは**当事者間に争いが無い**ので、印影は**被告の意思に基づいて**顕出されたものと**推定**されるから、真正に成立したものと推定すべき甲第7号証によれば…

7

## 作成者本人への尋問の要否

(最高裁昭和38年12月19日判決)

書証の信ぴょう性を否定するについても、作成者を尋問しその他特別の証拠調べを必要とするものではなく、その要否は、事実審の裁量に委ねられている

(大審院昭和6年1月31日判決)

署名捺印等のない書証が真正に成立したことを、「他の証拠」により認定しても違法でない

8

## PPCの普及

「写しを原本として」提出

#1 成立の 真正性 — 証明の省略、認否の省略

「写しの成立」とは

成立の真正に対する異議の余地

東京地裁平成 2年10月 5日判決

最高裁昭和25年2月28日判決やその後との整合性

近藤昌昭他「文書の写しによる書証の申し出について」

9

## #1成立の真正と「署名または押印」

民事訴訟法228条 4 項

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと**推定**。

電子署名及び認証業務に関する法律3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと**推定**。

特定認証業務の安全適合基準 施行規則2条1～4号

## 東京地裁平成2年11月14日判決

原告は、記名捺印のある、一見すると成立に疑いのない契約書を書証として提出。

しかし、東京地裁は、契約書を証拠資料とすることを排除。

- ① 原告の供述は、他の証拠等を勘案して検討すると不自然。
- ② 原告の供述は、商取引として不可解。
- ③ 契約書は、その記載からも、他の証拠を考察しても、作成名義部分は真正に成立したものと認められない。

## 証明例と否認当事者側の提示責任

書証と検証のクロスオーバー

民事訴訟法229条1項

文書の成立の真否は、筆跡または印影の対象によっても証明することができる。

民事訴訟規則145条

文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(相手方当事者の責任)

真正を否認する合理的理由の提示

## 電子データが証拠提出された場合

13

平成30年（ワ）第11232号不正競争防止法に基づく損害賠償請求事件

### 判 決

東京都千代田区丸の内十五丁目43番2号

原告 エックス・コープ株式会社

右代表者代表取締役 田中 太郎

同訴訟代理人弁護士 ○○ ○○

東京都港区赤坂十六丁目54番32号

被告 ワイ・ウィジツ株式会社

右代表者代表取締役 中村 一郎

同訴訟代理人弁護士 ○○ ○○

### 主 文

- 1 被告は，原告に対し，10億円を支払え。
- 2 訴訟費用は，被告の負担とする。

### 事実及び理由

14

# DF証拠保全

Xコープ社(原告)の従業員Aは、アクセス権限がないのに、上司の手帳を見てPWを知り、研究開発中の実験データ ( $\beta$ ) を、USBにコピーして持ち出し、Xコープのライバル・Yウィジッツ社 (被告) に渡した。

Yウィジッツ社 (被告) は、データ ( $\beta$ ) を活用し製品を製造・販売し10億円売上。

下記3点のデバイスのフォレンジックを試みたDF専門家 (証人) が法廷で証言

- ① Xコープ内でAが使用していたPC
- ② Aに貸与されていたが、壊れたと説明された携帯
- ③ 民事訴訟法により起訴前証拠保全を試みた、Yウィジッツ内にある同社従業員C使用のノートPC